

第四十六号議案

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例  
 右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百合子

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例  
 東京都福祉保健局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）の一部を次のように改正する。  
 別表十二の項へからサまでを次のように改める。

<p>へ 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>飲食店営業許可申請手数料</p> <p>1 飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）</p> <p>2 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業</p> <p>料 飲食店営業許可更新申請手数料</p> <p>1 飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）</p>	<p>一万八千三百円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
	<p>八千九百円</p>		<p>更新申請のとき。</p>

<p>ト 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査</p> <p>チ 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査</p> <p>リ 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査</p> <p>ヌ 食品衛生法第五十五条第</p>	<p>2 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業</p> <p>調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料</p> <p>調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料</p> <p>食肉販売業許可申請手数料</p> <p>食肉販売業許可更新申請手数料</p> <p>魚介類販売業許可申請手数料</p> <p>魚介類販売業許可更新申請手数料</p> <p>魚介類競り売り営業許可申請</p>	<p>四千五百円</p> <p>七千二百円</p> <p>五千百円</p> <p>一万五千八百円</p> <p>八千二百円</p> <p>一万五千八百円</p> <p>八千二百円</p> <p>二万五千二百円</p>	<p>許可申請のとき。</p> <p>許可申請のとき。</p> <p>更新申請のとき。</p> <p>更新申請のとき。</p> <p>許可申請のとき。</p> <p>更新申請のとき。</p> <p>許可申請のとき。</p>
--	--	--	---

<p>一 項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>手数料 魚介類競り売り営業許可更新申請手数料</p>	<p>一万六千円</p>	<p>更新申請のとき。</p>
<p>ル 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査</p>	<p>集乳業許可申請手数料 集乳業許可更新申請手数料</p>	<p>一万五千八百円 八千二百円</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>
<p>ヲ 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査</p>	<p>乳処理業許可申請手数料 乳処理業許可更新申請手数料</p>	<p>二万五千二百円 一万六千円</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>
<p>ワ 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査</p>	<p>特別牛乳搾取処理業許可申請手数料 特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料</p>	<p>二万五千二百円 一万六千円</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>
<p>カ 食品衛生法第五十五条第</p>	<p>食肉処理業許可申請手数料</p>	<p>二万五千二百円</p>	<p>許可申請のとき。</p>

<p>一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査</p>	<p>食肉処理業許可更新申請手数料</p>	<p>一万六千円</p>	<p>更新申請のとき。</p>
<p>ヨ 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査</p>	<p>食品の放射線照射業許可申請手数料</p>	<p>二万五千二百円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
<p>タ 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>菓子製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一万六千円</p>	<p>更新申請のとき。</p>
<p>レ 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>菓子製造業許可申請手数料 菓子製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万一千六百元 一万四千元</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>
<p>ロ 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>アイスクリーム類製造業許可申請手数料 アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万一千六百元 一万四千元</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>
<p>ソ 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令</p>	<p>乳製品製造業許可申請手数料 乳製品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万五千二百円 一万六千円</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>

<p>第三十五条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>数料</p>	<p>二万五千二百円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
<p>ツ 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>清涼飲料水製造業許可申請手数料</p>	<p>一万六千円</p>	<p>更新申請のとき。</p>
<p>ネ 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>食肉製品製造業許可申請手数料</p>	<p>二万五千二百円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
<p>ナ 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>水産製品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一万四千円</p>	<p>更新申請のとき。</p>
<p>ラ 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令</p>	<p>氷雪製造業許可申請手数料 氷雪製造業許可更新申請手数</p>	<p>二万五千二百円 一万六千円</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>

<p>第三十五条の規定に基づく 氷雪製造業の許可の申請に 対する審査</p>	料		許可申請のとき。
<p>ム 食品衛生法第五十五条第 一項及び食品衛生法施行令 第三十五条の規定に基づく 液卵製造業の許可の申請に 対する審査</p>	料	<p>液卵製造業許可申請手数料 七千八百円</p>	許可申請のとき。 更新申請のとき。
<p>ウ 食品衛生法第五十五条第 一項及び食品衛生法施行令 第三十五条の規定に基づく 食用油脂製造業の許可の申 請に対する審査</p>	料	<p>食用油脂製造業許可申請手 数料 一万六千円</p>	許可申請のとき。 更新申請のとき。
<p>キ 食品衛生法第五十五条第 一項及び食品衛生法施行令 第三十五条の規定に基づく みそ又はしょうゆ製造業の 許可の申請に対する審査</p>	料	<p>みそ又はしょうゆ製造業許可 申請手数料 一万四千元</p>	許可申請のとき。 更新申請のとき。
<p>ノ 食品衛生法第五十五条第 一項及び食品衛生法施行令 第三十五条の規定に基づく</p>	料	<p>酒類製造業許可申請手数料 酒類製造業許可更新申請手 数料 一万四千元</p>	許可申請のとき。 更新申請のとき。

<p>酒類製造業の許可の申請に 対する審査</p>			
<p>オ 食品衛生法第五十五条第 一項及び食品衛生法施行令 第三十五条の規定に基づく 豆腐製造業の許可の申請に 対する審査</p>	<p>豆腐製造業許可申請手数料 豆腐製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万一千六百元 一万四千元</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>
<p>ク 食品衛生法第五十五条第 一項及び食品衛生法施行令 第三十五条の規定に基づく 納豆製造業の許可の申請に 対する審査</p>	<p>納豆製造業許可申請手数料 納豆製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万一千六百元 一万四千元</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>
<p>ヤ 食品衛生法第五十五条第 一項及び食品衛生法施行令 第三十五条の規定に基づく 麺類製造業の許可の申請に 対する審査</p>	<p>麺類製造業許可申請手数料 麺類製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万一千六百元 一万四千元</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>
<p>マ 食品衛生法第五十五条第 一項及び食品衛生法施行令 第三十五条の規定に基づく</p>	<p>そうざい製造業許可申請手数料 そうざい製造業許可更新申請</p>	<p>二万五千二百円 一万六千円</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>

<p>そうざい製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>手数料</p>	<p>三万五千二百円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
<p>ケ 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>複合型そうざい製造業許可申請手数料 複合型そうざい製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万三千三百円</p>	<p>更新申請のとき。</p>
<p>フ 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>冷凍食品製造業許可申請手数料 冷凍食品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一万六千円</p>	<p>更新申請のとき。</p>
<p>コ 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>複合型冷凍食品製造業許可申請手数料 複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万三千三百円</p>	<p>更新申請のとき。</p>
<p>エ 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に</p>	<p>漬物製造業許可申請手数料 漬物製造業許可更新申請手数料</p>	<p>七千八百円</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>

<p>対する審査</p> <p>テ 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査</p> <p>ア 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査</p> <p>サ 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>密封包装食品製造業許可申請手数料</p> <p>密封包装食品製造業許可更新申請手数料</p> <p>食品の小分け業許可申請手数料</p> <p>食品の小分け業許可更新申請手数料</p> <p>添加物製造業許可申請手数料</p> <p>添加物製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万一千六百元</p> <p>一万四千元</p> <p>二万一千六百元</p> <p>一万四千元</p> <p>二万五千二百円</p> <p>一万六千元</p>	<p>許可申請のとき。</p> <p>更新申請のとき。</p> <p>許可申請のとき。</p> <p>更新申請のとき。</p> <p>許可申請のとき。</p> <p>更新申請のとき。</p>
<p>の 令第十六条の四第一項及</p>	<p>医薬品、医薬部外品又は化粧</p>	<p>二千四百円</p>	<p>書換え交付申請の</p>

別表十二の項キ及びユを削り、同表二十五の項中つをゆとし、ぬからそまでをまからきまでとし、りをゐとし、ゐの次に次のように加える。

<p>び第四項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品 の製造所の登録証の書換え交付</p>	<p>品の製造所の登録証の書換え 付手数料</p>	<p>三千四百円</p>	<p>とき。</p>
<p>お 令第十六条の五第一項及び第五項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所の登録証の再交付</p>	<p>医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所の登録証の再交付 手数料</p>	<p>三千四百円</p>	<p>再交付申請のとき。</p>
<p>く 令第二十六条の四第一項及び第六項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所の基準確認証の書換え交付</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造所の基準確認証の書換え 手数料</p>	<p>二千四百円</p>	<p>書換え交付申請のとき。</p>
<p>や 令第二十六条の五第一項及び第七項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所の基準確認証の再交付</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造所の基準確認証の再交付 手数料</p>	<p>三千四百円</p>	<p>再交付申請のとき。</p>

別表二十五の項中ちをうとし、同項と中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改め、同項中とをむとし、へをらとし、同項ほ中「第二十三条の二十第二項」を「第二十三条の二十第四項」に改め、同項中ほをなとし、ろからにまでを

それからねまでとし、同項イ中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同項中いをれとし、ンをたとし、同項ス中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同項中スをよとし、セをかとし、同項モ中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に改め、同項中モをわとし、同項ヒ中「第四十条の二第三項」を「第四十条の二第四項」に改め、同項中ヒをとし、ミからエまでをりからるまでとし、同項メ中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同項中メをちとし、ユをととし、同項キ中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同項中キをとし、にの次に次のように加える。

<p>ほ 法第十三条の二の二第一項及び令第八十条第二項第三号の規定に基づく化粧品の製造業の登録の申請に対する審査</p>		<p>化粧品製造業登録申請手数料</p>		<p>二万九千六百円</p>		<p>登録申請のとき。</p>	
<p>へ 法第十三条の二の二第四項及び令第八十条第九項の規定に基づく化粧品の製造業の登録の更新の申請に対する審査</p>		<p>化粧品製造業登録更新申請手数料</p>		<p>二万五百円</p>		<p>更新申請のとき。</p>	

別表二十五の項サ中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同項中サをはとし、同項ア中「第二十六条第三項第一号」を「第二十五条第三項第一号」に、「第二十六条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」に改め、同項中アをろとし、同項テ中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中テをいとし、エをンとし、同項コ中「第十四条第七項」の下に「又は第九項」を加え、「第十三項」を「第十五項」に、「4まで」を「5まで」に、

<p>「定期調査」の下に「又は法第十四条第九項の医薬部外品についての調査」を加え、</p> <p>4 外部試験検査機関に係るもの（1から3までに掲げる区分に係る申請を伴わない場合に限る。）</p>	<p>4 外部試験検査機関に係るもの（1から3までに掲げる区分に係る申請を伴わない場合に限る。）</p> <p>5 法第十三条の二の二第一項に規定する医薬部外品の製造所（以下「医薬部外品特定保管所」という。）に係るもの</p>	<p>4 外部試験検査機関に係るもの（1から3までに掲げる区分に係る申請を伴わない場合に限る。）</p>
<p>五万七千九百円に一品目につき三百四十円を加えて得た金額</p>	<p>三万四百円</p>	<p>三万二千六百元</p>
<p>を</p>	<p>に改め、</p>	<p>を</p>

同項中コをモとし、モの次に次のように加える。

七 法第十四条の七の二第三項及び令第八十条第二項第七号の規定に基づく医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性確認の申請に対する審査

4 外部試験検査機関に係るもの（1から3までに掲げる区分に係る申請を伴わない場合に限る。）  
5 医薬部外品特定保管所に係るもの

五万七千九百円に一品目につき三百四十円を加えて得た金額  
四万六千七百円に一品目につき三百四十円を加えて得た金額

医薬部外品適合性確認申請手数料

名称の欄1から5までの区分に応じ、それぞれに掲げる額（1から3までの申請において外部試験検査機関に係るものを伴う場合にあつては、それぞれに掲げる額に4に掲げ

確認申請のとき。

に改め、

ス 法第十四条の二第二項及び令第八十条第二項第七号の規定に基づく医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査の申請に対する審査

1 無菌医薬部外品製造業の許可の区分に係るもの	七万三千六百元
2 一般医薬部外品製造業の許可の区分に係るもの	五万四千五百円
3 包装・表示・保管医薬部外品製造業の許可の区分に係るもの	三万二千六百元
4 外部試験検査機関に係るもの（1から3までに掲げる区分に係る申請を伴わない場合に限る。）	三万二千六百元
5 医薬部外品特定保管所に係るもの	三万四百万円
医薬部外品区分適合性調査申請手数料	名称の欄1から4までの区分に応じて、それぞれに掲げる額
1 無菌医薬部外品（無菌化された医薬部外品のうち令第八十条第二項第七号イ、	十万七千百円に、一品目につき二十五円及びその品

調査申請のとき。

<p>ロ、ニ及びホの医薬部外品を除く。）の製造工程における製造管理又は品質管理の方法についての調査（3及び4に掲げる調査を除く。）に係るもの</p>	<p>2 1以外の医薬部外品の製造工程における製造管理又は品質管理の方法についての調査（3及び4に掲げる調査を除く。）に係るもの</p>	<p>3 1又は2の医薬部外品の製造工程における製造管理又は品質管理の方法のうち、包装、表示又は保管のみを行う製造管理又は品質管理の方法についての調査（4に掲げる調査を除く。）</p>
<p>目を取り扱う一製造販売業者につき二万二千百円を加えて得た金額</p>	<p>八万七千八百円に、一品目につき千二十円及びその品目を取り扱う一製造販売業者につき一万一千四百円を加えて得た金額 五万二千九百円に、一品目につき三百四十円及びその品目を取り扱う一製造販売業者につき五千円を加えて得た金額</p>	

	<p>く。）に係るもの</p> <p>4 1又は2の医薬部外品の製造工程における製造管理又は品質管理の方法のうち、保管（法第十三条の二の二第一項に規定する保管をいう。）のみを行う製造管理又は品質管理の方法についての調査に係るもの</p>	<p>四万三千百円に、一品目につき三百四十円及びその品目を取り扱う一製造販売業者につき三千六百円を加えて得た金額</p>
--	--	--

別表二十五の項フ中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同項中フをヒとし、ケをエとし、同項マ中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同項中マをメとし、メの次に次のように加える。

<p>ミ 法第十三条の二の二第一項及び令第八十条第二項第三号の規定に基づく医薬部外品の製造所の登録の申請に対する審査</p> <p>シ 法第十三条の二の二第四項及び令第八十条第九項の規定に基づく医薬部外品の製造所の登録の更新の申請</p>	<p>医薬部外品製造所登録申請手数料</p> <p>医薬部外品製造所登録更新申請手数料</p>	<p>二万九千六百円</p> <p>二万五百円</p>	<p>登録申請のとき。</p> <p>更新申請のとき。</p>
---	---	-----------------------------	---------------------------------

に対する審査

別表二十五の項ヤ中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同項中ヤをユとし、同項ク中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に、「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に、「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に改め、同項中クをキとし、同項オ中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中オをサとし、ノをアとし、同項キ中「第十四条第七項及び」を「第十四条第七項又は第九項及び」に、「第十三項」を「第十五項」に、「4まで」を「5まで」に、

4 試験検査を製造所以外の施設において行う場合（他に委託して行う場合を含む。）における当該施設に係るもの（以下「外部試験検査機関に係るもの」という。1から3までに掲げる区分に係る申請を伴わない場合に限る。）

三万二千六百円

4 試験検査を製造所以外の施設において行う場合（他に委託して行う場合を含む）

三万二千六百円

を

む。)における当該施設に係るもの(以下「外部試験検査機関に係るもの」という。1から3までに掲げる区分に係る申請を伴わない場合に限る。)

5 法第十三条の二の二第一

項に規定する医薬品の製造所(以下「医薬品特定保管所」という。)に係るもの

三万四百円

に、

「期間又は」を「期間若しくは」に改め、「定期調査」という。」の下に「又は法第十四条第九項の医薬品についての調査」を加え、

4 外部試験検査機関に係るもの(1から3までに掲げる区分に係る申請を伴わない場合に限る。)

五万七千九百円に一品目につき三百四十円を加えて得た金額

を

4 外部試験検査機関に係るもの(1から3までに掲げる区分に係る申請を伴わない場合に限る。)

五万七千九百円に一品目につき三百四十円を加えて得た金額

同項中キをコとし、コの次に次のように加える。

エ 法第十四条の七の二第三項及び令第八十条第二項第七号の規定に基づく医薬品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性確認の申請に対する審査

い場合に限る。）  
5 医薬品特定保管所に係るもの

た金額  
四万六千七百円に一品目につき三百四十円を加えて得た金額

医薬品適合性確認申請手数料

名称の欄1から5

1 無菌医薬品製造業の許可の区分に係るもの

までの区分に応じて、それぞれに掲げる額（1から3までの申請において外部試験検査機関に係るものを伴う場合にあつては、それぞれに掲げる額に4に掲げる額を加えた額）  
七万三千六百円

確認申請のとき。

に改め、

テ 法第十四条の二第二項及び令第八十条第二項第七号の規定に基づく医薬品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査の申請に対する審査

2 一般医薬品製造業の許可の区分に係るもの	五万四千五百円
3 包装・表示・保管医薬品製造業の許可の区分に係るもの	三万二千六百円
4 外部試験検査機関に係るもの（1から3までに掲げる区分に係る申請を伴わない場合に限る。）	三万二千六百円
5 医薬品特定保管所に係るもの	三万四百円
医薬品区分適合性調査申請手数料 1 無菌医薬品（無菌化された医薬品のうち令第八十条第二項第七号イ、ロ、ニ及びホの医薬品を除く。）の製造工程における製造管理又は品質管理の方法について	名称の欄1から4までの区分に応じて、それぞれに掲げる額 十万七千百円に、一品目につき二十五百円及びその品目を取り扱う一製造販売業者につき二万二千百円を加

調査申請のとき。



品質管理の方法のうち、保管（法第十三条の二の二第一項に規定する保管をいう。）のみを行う製造管理又は品質管理の方法についての調査に係るもの

四十円及びその品目を取り扱う一製造販売業者につき三千六百円を加えて得た金額

別表二十五の項ウ中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同項中ウをフとし、ムをケとし、同項ラ中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同項中ラをクとし、クの次に次のように加える。

<p>ヤ 法第十三条の二の二第一項及び令第八十条第二項第三号の規定に基づく医薬品の製造所の登録の申請に対する審査</p>	<p>医薬品製造所登録申請手数料</p>	<p>二万九千六百円</p>	<p>登録申請のとき。</p>
<p>マ 法第十三条の二の二第四項及び令第八十条第九項の規定に基づく医薬品の製造所の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>医薬品製造所登録更新申請手数料</p>	<p>二万五百円</p>	<p>更新申請のとき。</p>

別表二十五の項ナ中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同項中ナをオとし、同項ネ中「第二十六条第一項第

三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に、「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に改め、同項中ネをノとし、同項ツ中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中ツをキとし、ソをウとし、同項レ中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同項中レをムとし、カからタまでをネからラまでとし、同項ワ中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同項中ワをツとし、ヲをソとし、同項ル中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中ルをレとし、ヌをタとし、同項リ中「第一条の六第一項」を「第二条の四第一項」に改め、同項中リをワとし、ワの次に次のように加える。

<p>カ 令第二条の八の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の書換え交付</p>	<p>地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局認定証の書換え交付手数料</p>	<p>二千五百円</p>	<p>書換え交付申請のとき。</p>
<p>ヨ 令第二条の九第一項及び第二項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の再交付</p>	<p>地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局認定証の再交付手数料</p>	<p>三千五百円</p>	<p>再交付申請のとき。</p>

別表二十五の項中「第一条の五」を「第二条の三」に改め、同項中チをヲとし、ハからトまでをトからルまでとし、ロの次に次のように加える。

<p>ハ 法第六条の二第一項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査</p>	<p>地域連携薬局認定申請手数料</p>	<p>一万七百元</p>	<p>認定申請のとき。</p>
---	----------------------	--------------	-----------------

<p>ニ 法第六条の二第四項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査</p>	<p>地域連携薬局更新申請手数料</p>	<p>一万七百元</p>	<p>更新申請のとき。</p>
<p>ホ 法第六条の三第一項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査</p>	<p>専門医療機関連携薬局認定申請手数料</p>	<p>一万七百元</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>ヘ 法第六条の三第五項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査</p>	<p>専門医療機関連携薬局更新申請手数料</p>	<p>一万七百元</p>	<p>更新申請のとき。</p>

別表二十八の項の次に次のように加える。

<p>二十九 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）に基づく事務</p> <p>イ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十条第二項の規定に基づく</p>	<p>輸出証明書発行手数料</p>	<p>八百七十円</p>	<p>発行申請のとき。</p>
---	-------------------	--------------	-----------------

<p>輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年財務省・厚生労働省・農林水産省令第一号）第四条第一号の衛生証明書に係るものに限る。）の発行</p> <p>ロ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十七条第二項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査</p>	<p>適合施設認定申請手数料</p> <p>1 書類審査及び現地調査を行う場合</p> <p>2 書類審査のみを行う場合</p>	<p>二万九百円</p> <p>一万四百円</p>	<p>認定申請のとき。</p>
---	--	---------------------------	-----------------

附 則

- 1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。ただし、別表十二の項の改正規定及び次項から附則第四項までの規定は同年六月一日から、同表二十八の項の次に次のように加える改正規定及び附則第五項の規定は同年四月一日から施行する。
- 2 別表十二の項の改正規定の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて次の表の第一欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第二欄に掲げる営業に係る食品衛生法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の食品衛生法（以下「新食品衛生法」という。）第五十五条第一項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する別表十二の項の改正規定による改正後の東京都福祉保健局関係手数料条例（以下

「六月新条例」という。）別表の規定の適用については、次の表の第三欄に掲げる規定中同表の第四欄に掲げる字句は、同表の第五欄に掲げる字句とする。

<p>飲食店営業（移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。）</p>	<p>飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）</p>	<p>別表十二の項マ</p>	<p>二万五千二百円</p>	<p>一万六千円</p>
<p>飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に限る。）</p>	<p>飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に限る。）</p>	<p>別表十二の項ヘ</p>	<p>六千五百円</p>	<p>四千五百円</p>
<p>飲食店営業（自動販売機によるものに限る。）</p>	<p>調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業</p>	<p>別表十二の項ト</p>	<p>七千二百円</p>	<p>五千百円</p>
<p>喫茶店営業（自動販売機によるものを除く。）</p>	<p>飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）</p>	<p>別表十二の項ヘ</p>	<p>一万八千三百円</p>	<p>八千九百円</p>
<p>喫茶店営業（自動販売機によるものに限る。）</p>	<p>調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業</p>	<p>別表十二の項ト</p>	<p>七千二百円</p>	<p>五千百円</p>

乳処理業	アイスクリーム類製造業		あん類製造業		菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業に限る。）		菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）	
乳処理業	アイスクリーム類製造業	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	食品の小分け業	菓子製造業	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に限る。）	食品の小分け業	菓子製造業	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）
別表十二の項ヲ	別表十二の項レ	別表十二の項ヘ	別表十二の項ア	別表十二の項タ	別表十二の項ハ	別表十二の項ア	別表十二の項タ	別表十二の項ヘ
二万五千二百円	二万一千六百円	一万八千三百円	二万一千六百円	二万一千六百円	六千五百円	二万一千六百円	二万一千六百円	一万八千三百円
一万六千円	一万四千元	八千九百元	一万四千元	一万四千元	四千五百円	一万四千元	一万四千元	八千九百元

魚肉練り製品製造業	魚介類競り売り営業		魚介類販売業		食肉製品製造業		食肉販売業（自動販売機によるものを除く。）	食肉処理業	集乳業		乳製品製造業	特別牛乳搾取処理業
水産製品製造業	魚介類競り売り営業	魚介類販売業	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	食品の小分け業	食肉製品製造業		食肉販売業	食肉処理業	集乳業	食品の小分け業	乳製品製造業	特別牛乳搾取処理業
別表十二の項ナ	別表十二の項ヌ	別表十二の項リ	別表十二の項ヘ	別表十二の項ア	別表十二の項ネ		別表十二の項チ	別表十二の項カ	別表十二の項ル	別表十二の項ア	別表十二の項ソ	別表十二の項ワ
二万一千六百元	二万五千二百円	一万五千八百円	一万八千三百円	二万一千六百元	二万五千二百円		一万五千八百円	二万五千二百円	一万五千八百円	二万一千六百元	二万五千二百円	二万五千二百円
一万四千元	一万六千元	八千二百円	八千九百元	一万四千元	一万六千元		八千二百円	一万六千元	八千二百円	一万四千元	一万六千元	一万六千元

マーガリン又はショートニング製造業		食用油脂製造業		氷雪製造業（自動販売機によるものを除く。）		清涼飲料水製造業		乳酸菌飲料製造業		清涼飲料水製造業		食品の放射線照射業		食品の冷凍又は冷蔵業		食品の小分け業	
食品の小分け業	食用油脂製造業	食品の小分け業	食用油脂製造業	氷雪製造業	清涼飲料水製造業	乳製品製造業	乳処理業	清涼飲料水製造業	食品の放射線照射業	食品の小分け業	食品の小分け業	食品の放射線照射業	食品の小分け業	冷凍食品製造業	食品の小分け業	食品の小分け業	食品の小分け業
別表十二の項ア	別表十二の項ウ	別表十二の項ア	別表十二の項ウ	別表十二の項ラ	別表十二の項ツ	別表十二の項ソ	別表十二の項ヲ	別表十二の項ツ	別表十二の項ヨ	別表十二の項ア	別表十二の項フ	別表十二の項ア	別表十二の項ア	別表十二の項フ	別表十二の項ア	別表十二の項ア	別表十二の項ア
二万一千六百円	二万五千二百円	二万一千六百円	二万五千二百円	二万五千二百円	二万五千二百円	二万五千二百円	二万五千二百円	二万五千二百円	二万五千二百円	二万一千六百円	二万五千二百円	二万五千二百円	二万五千二百円	二万五千二百円	二万一千六百円	二万五千二百円	二万一千六百円
一万四千元	一万六千元	一万四千元	一万六千元	一万六千元	一万六千元	一万六千元	一万六千元	一万六千元	一万六千元	一万四千元	一万六千元	一万六千元	一万六千元	一万六千元	一万四千元	一万六千元	一万四千元

		みそ製造業		しょうゆ製造業		ソース類製造業		酒類製造業		豆腐製造業		納豆製造業		麺類製造業		そうざい製造業	
		みそ又はしょうゆ製造業		食品の小分け業		食品の小分け業		食品の小分け業		食品の小分け業		食品の小分け業		食品の小分け業		食品の小分け業	
		別表十二の項キ		別表十二の項ア		別表十二の項イ		別表十二の項ロ		別表十二の項ハ		別表十二の項ニ		別表十二の項ヒ		別表十二の項マ	
		二万一千六百元		二万一千六百元		二万一千六百元		二万一千六百元		二万一千六百元		二万一千六百元		二万一千六百元		二万五千二百円	
		一万四千元		一万四千元		一万四千元		一万四千元		一万四千元		一万四千元		一万四千元		一万六千元	
		二万一千六百元		二万一千六百元		二万一千六百元		二万一千六百元		二万一千六百元		二万一千六百元		二万一千六百元		二万一千六百元	
		一万四千元		一万四千元		一万四千元		一万四千元		一万四千元		一万四千元		一万四千元		一万四千元	

缶詰又は瓶詰食品製造業	密封包装食品製造業	別表十二の項テ	二万一千六百円	一万四千元
添加物製造業	添加物製造業	別表十二の項サ	二万五千二百円	一万六千元

3 別表十二の項の改正規定の施行の際現に食品製造業等取締条例を廃止する条例（令和二年東京都条例第七十一号）による廃止前の食品製造業等取締条例（昭和二十八年東京都条例第一百一十号）第七条の許可を受けて次の表の第一欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第二欄に掲げる営業に係る新食品衛生法第五十五条第一項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する六月新条例別表の規定の適用については、次の表の第三欄に掲げる規定中同表の第四欄に掲げる字句は、同表の第五欄に掲げる字句とする。

つけ物製造業	漬物製造業	別表十二の項エ	一万三千二百円	七千八百円
	食品の小分け業	別表十二の項ア	二万一千六百円	一万四千元
そう菜半製品等製造業	そうざい製造業	別表十二の項マ	二万五千二百円	一万六千元
	食品の小分け業	別表十二の項ア	二万一千六百円	一万四千元
調味料等製造業	密封包装食品製造業	別表十二の項テ	二万一千六百円	一万四千元
	水産製品製造業	別表十二の項ナ	二万一千六百円	一万四千元
魚介類加工業	食品の小分け業	別表十二の項ア	二万一千六百円	一万四千元
	液卵製造業	別表十二の項ム	一万三千二百円	七千八百円

4 令和三年六月一日から令和四年三月三十一日までの間における前二項の規定の適用については、附則第二項の表飲食店営業（移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。）の項中「一万六千円」とあるのは「八千九百円」と、同表喫茶店営業（自動販売機によるものを除く。）の項及び魚介類販売業の項中「八千九百円」とあるのは「八百二十円」と、同表乳酸菌飲料製造業の項中「一万六千円」とあるのは「一万四千元」と、前項の表つけ物製造業の項、調味料等製造業の項及び魚介類加工業の項中「一万四千元」とあるのは「七千八百円」と、同表そう菜半製品等製造業の項中「一万六千円」及び「一万四千元」とあるのは「七千八百円」とする。

5 この条例の施行の日前に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）附則第十二条第七項の規定により同法第二条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第六条の二第一項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請又は同法第六条の三第一項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請がなされた場合においては、附則第一項の規定にかかわらず、この条例による改正後の東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ハ又はホに定めるところにより、手数料を徴収する。

（提案理由）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）の改正に伴い、地域連携薬局等の認定の申請に係る手数料を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。